

要 望 書（抜粋概要版）

1 新型コロナウイルス感染症への医療体制について

5類に移行され病床確保料等が見直されたことにより、民間医療機関を含めた幅広い対応が縮小し、自治体病院の負担がさらに大きくなることが予想される。

従前より、多くのコロナ患者を診てきたことによる一般患者の受診控えなど入院・外来患者数の減少等に伴う財政的な負担が大きくなっているため、特に、医療機関の感染防護体制や病床確保など必要な感染対策に支障が生じないように、病床確保料を含めた財政措置を一定期間は引き続き講じ、段階的な移行とすること。

2 医師確保、医師偏在解消について

地域ごとの診療科別必要医師数を明確化し、医師を地域に配置する施策を確立すること。県域を越える医師偏在の解消は国の責任において実施すること。

一昨年の医師需給分科会において医学部総定員の減員が提示されたが、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。

3 公立病院の運営の確保について

諸物価の高騰に対応するため医療従事者への処遇改善が課題となっているが、医療従事者の確保自体にも支障が生じる状況になっている。

医療機関が医療従事者への処遇改善を適切に行えるよう、診療報酬での適正な評価を含めた必要な財政措置を講じること。

病院事業に係る地方交付税について社会経済情勢に即して所要額を確実に確保するとともに、自治体病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保のために必要な措置の充実を図ること。